ICT活用工事(河川浚渫工)実施要領

令和2年4月1日 大阪府都市整備部

1. ICT活用工事

1-1 概要

本要領は、大阪府都市整備部が発注する工事において、「ICT活用工事 (河川浚渫工)」を実施するため、必要な事項を定めたものである。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①~⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)~2)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

- 1) 音響測深機器を用いた起工測量
- 2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量(※)
 - (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合 する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。
- ② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MCまたは3次元MGバックホウ等

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理

1-2③による工事の施工管理において、下記1)~3)に示す方法から選択(複数以上可)して出来形管理を実施する。

- 1)音響測深機器を用いた出来形管理
- 2) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-24による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

《表-1 ICT活用工事と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種 浚渫船運転工			監督・検査	備考
				3 次元測量 /3 次元出 来形管理等 の施工管理	音響測深機器による 起工測量/出来形管 理技術	測量 出来形計測 出来形管理	-	*
施工履歴データに よる出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	バックホウ 浚渫船等	ı		*	*	3, 4	
ICT 建設機 械による施 エ	3 次元マシンコントロ ール (バックホウ) 技術 3 次元マシンガイダン ス(バックホウ)技術	沧泄	バックホウ 浚渫船等	-	*	*		

【凡例】 〇:適用可能、 Δ:一部適用可能 ※:協議により決定

【要領一覧】 ①音響測深機器を用いた出来形管理要領 (河川浚渫工事編) (案)

- ②音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
- ③施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)
- ④施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)

1-3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事(発注工種)は、工事種別(21種別)のうち、「しゅんせつ工事」を原則とし、下記(1)(2)に該当する工事とする。

(1) 対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

1)浚渫工

・浚渫船運転工

(2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)またはこれ に類する基準を適用しない工事は適用対象外とする。

2. ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記の(1)~(2)によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

(1) 発注者指定型

予定価格(消費税を含む)が3.5億円以上かつ、浚渫量が20,000m3以上の浚渫工を含むしゅんせつ工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(2) 施工者希望型

(1)発注者指定型以外で浚渫工を含むしゅんせつ工事に適用する。

3. 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して別紙「ICT活用工事(河川浚渫工)積算要領」に基づく 積算を実施するものとする。

発注者は契約後の協議において、受注者元起工測量及び3次元設計データ作成を 指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての 見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

(2) 施工者希望型における積算方法

発注者は、従来積算基準に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、「ICT活用工事(河川浚渫工)積算要領」に基づき設計変更を行うものとする。

また、発注者は、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

※1-2に示す施工プロセス①~⑤の一部のみを実施する場合も、当面の間、当該部分を対象に、設計変更の対象とする。